

不当労働行為救済命令取消請求事件

差戻控訴審の勝利にあたって

本日、東京高等裁判所は平成18年（行コ）第326号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件（通称「つば八事件」差し戻し控訴審）で、会社の不当労働行為を認定した中央労働委員会命令を支持する勝利判決を下した。

この事件は、J R東海労結成間もない1991年8月19日と翌1992年3月16日、会社（助役、科長、人事課長）がJ R東海労東京運転所分会の組合員に対して行った脱退懲慥と分会活動への支配・介入は不当労働行為にあたるとして、愛知県地方労働委員会に救済申立を行い、以降16年間の長きにわたり闘い抜いてきたものである。

本件は、地方労働委員会で申立が棄却されたが、中央労働委員会では救済命令をかちとった。しかし、会社が提起した行政訴訟において、東京地裁の救済命令判決を東京高裁が逆転の棄却判決を出したため、中央労働委員会が最高裁に上告し、最高裁が高裁に差し戻すという、その判断が二転、三点したものであった。そして争点は、組合員への発言が管理者としての発言なのか、対立組合の組合員たる者としての発言であるのか、それとも一個人として組合員との関係が特段の事情があるが故の発言であったのかであった。

そして本日、東京高裁は、現場管理者＝下級職制の言動や行為に、利益誘導、脱退懲慥の事実を認めた上で「会社からの具体的な意志が無くとも不当労働行為にあたる」と認定し勝利判決を下したのである。

本日の判決で、わがJ R東海労の主張が認められ、なりふりかまわず繰り返される会社の不当労働行為が指弾され、満天下に明らかになった。我々は高らかに勝利宣言を発するものである。

本日の判決は、昨年のリューズ事件（平成15年（行コ）第51号事件）最高裁判決同様、歴史的にも大きな意味を持つものである。多くの企業の横暴がまかり通り、御用組合が幅をきかせ、企業権力の前に泣き寝入りせざるを得ない労働者に一筋の光明を見いだしたものである。

我々は本日の判決に自信と確信を得た。会社＝企業権力からいかなる攻撃がかけられようとも反撃の闘いを展開する。とりわけ9月27日、不当にも解雇処分を受けた加藤誠二さんの早期職場復帰を勝ち取る闘いの前進に向け、この勝利判決は大きな力となる。我々はあらゆる組織破壊攻撃に対して、今後とも断固として闘っていくことをあらためて宣言する。

2007年10月25日

J R東海労働組合中央本部